
足寄町農業委員会

第18回総会会議録

自 令和5年8月30日

至 令和5年8月30日

足寄町農業委員会

令和5年8月30日 第18回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分
閉会 午後 時 分

1 出席委員

2番 吉川友二	3番 遠國和宏	4番 上妻良一
5番 菊地隆志	6番 宮口孝治	9番 人見華代
10番 石黒彰	11番 岡元義春	12番 吉村進

2 欠席委員

1番 飼取靖徳	7番 松田博幸	8番 遠藤勇
---------	---------	--------

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務主査 飼取秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について
- 日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第 6 議案第3号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について
- 日程第 7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 8 議案第5号 土地の現況証明書下付について

第18回農業委員会総会

令和5年8月30日

開会 午後1時30分

(開会)

○議長 ただいまから、令和5年度第18回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、1番飼取靖徳委員、7番松田博幸委員、8番遠藤勇委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、9番人見華代委員、10番石黒彰委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記

載のとおりです。

権利を取得した日は、令和4年9月29日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

次に、2番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和5年1月14日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につき

ましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年7月31日で、土地の引渡期日も令和5年7月31日です。

なお、解約された農地は、7月18日開催の稻牛地区の人・農地プラン協議に基づき、売買する予定です。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1288番ほか40筆、計41筆です。

地目につきましては、公簿は原野、牧場、畑、山林、現況は畑です。

面積につきましては、2,341,623m²のうち、2,326,341m²です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては借りていた農地を取得するものです。

隣接している農地を取得するものです。

申請によりますと、売買金額は94,600,685円、10アール当たり40,600円となっています。

議案調査書のとおり、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。3番、遠國和宏現地調査委員長。

○遠國現地調査委員長 本件は、今月18日、私と菊地委員、飼取委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町常盤20番3、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、35,632m²のうち、畑が28,880m²、採草放牧地が6,752m²です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては借りていた農地を取得するものです。

申請によりますと、売買金額は5,835,200円、10アール当たり163,700円となっています。

議案調査書のとおり、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。3番、遠國和宏現地調査委員長。

○遠國現地調査委員長 本件は、今月18日、私と菊地委員、飼取委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の賃貸借設定許可申請のあった、賃貸人、賃借人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

土地の表示につきましては、足寄町下愛冠4丁目4番3ほか15筆、計16筆で

す。

地目につきましては、公簿は畠、現況も畠です。

面積につきましては、18'9, 689m²のうち、177, 265m²です。

次に、賃貸借の理由ですが、賃貸人が保有する農地を新たに賃貸するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間で1,174,000円、10アール当たり6,000円となっています。

議案調査書のとおり、賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。3番、遠國和宏現地調査委員長。

○遠國現地調査委員長 本件は、今月18日、私と菊地委員、飼取委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定

について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和5年度第5号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鷲府211番4ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畠、現況も畠です。

面積につきましては、52, 821m²のうち、39, 000m²です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畠を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間117, 000円、10アール当たり3, 000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である宮口委員と協議し、当該地域では受け手がいないこと、また、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

ここで、暫時、休憩します。

午後 1時 45分 休憩

午後 1時 46分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

2番につきましては、吉村進委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 47分 休憩

午後 1時 48分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大營地219番2ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畠、原野、現況は畠です。

面積につきましては、32, 055m²のうち、21, 017m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畠を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、借賃ですが、1年間63, 000円、10アール当たり3, 000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業

委員である人見委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後 1時 49分 休憩
午後 1時 50分 再開

(議案第5号)

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。
「議案第5号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第5号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1409番4、計1筆です。

本件の公簿地目は畠で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

ど、よろしくお願ひします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。3番、遠國和宏現地調査委員長。

○遠國現地調査委員長 本件は、8月18日、私と菊地委員、飼取委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別163番1のうち、532.82m²、計1筆です。

本件の公簿地目は畠で、農家住宅新築のための地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。3番、遠國和宏現地調査委員長。

○遠國現地調査委員長 本件は、8月18日、私と菊地委員、飼取委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、宅地の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年度第18回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 55分 閉会

議長 吉村進

農業委員 人見華代

農業委員 石黒章
